

	<b>児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針を策定しました</b>
と き	10月25日（金）策定
U R L	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp//kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025/houshin.html">https://www.city.nerima.tokyo.jp//kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025/houshin.html</a>
練馬区教育委員会は、25日、『児童生徒への性暴力等を防止するための対策方針』を策定しました。 今後、区立学校において方針に沿った取組を行ってまいります。	

**【経緯】**

区教育委員会は、教職員による児童生徒への性暴力等の防止を徹底するため、『練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会』を令和5年12月に設置しました（後藤弘子委員長：千葉大学理事・副学長）。

委員会は7回開催され、区で過去に起きた事案やこれまで区が実施してきた取組を検証し、提言をまとめ、令和6年10月3日に教育長に手交しました。提言ではこれまで区教育委員会が行ってきた性暴力防止に向けた対応について、評価していただいた部分もある一方、その対応が「人権」を基盤に置いたものでなければ形だけで終わり、児童・生徒を性暴力から守ることにつながらない、という意見もいただきました。

区教育委員会は、提言内容を踏まえ対策方針を策定しました。

**【対策方針の柱】**

- ・ 人権を基盤にした教育・研修プログラムの作成と継続的な実施
- ・ 相談しやすい環境づくり
- ・ 性暴力が疑われる場合の基本的な対応の徹底
- ・ 性暴力が発生しない施設等管理の徹底
- ・ 防止対策の検証



▲後藤委員長から提言書を受け取る三浦教育長

**【対策方針、提言の公表】**

練馬区公式HPにおいて公開

**【問合せ】**

練馬区 教育指導課 電話 03-5984-5759